

横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱

制 定 平成 24 年 12 月 3 日 こ緊第 6 2 9 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 平成 31 年 2 月 7 日 こ保対第 7 7 1 号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、大規模な共同住宅の建築等により局所的に発生する保育需要や周辺の保育ニーズに対応するため、当該建築等を行う事業者の協力を得て、地域の状況等を踏まえた保育施設等を設置することにより、安心して子育てができる環境を整えることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、土地利用総合調整会議要綱の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（1） 保育施設等

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業実施施設、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するスペース等をいう。

（2） 待機児童対策重点地域

「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要領」第 8 条第 1 項及び第 2 項で指定する「待機児童対策重点地域（以下、「重点地域」という。）」をいう。

（協力要請）

第 3 条 市長は、土地利用総合調整会議要綱第 6 条に基づき「土地利用相談書」が提出されたときは、当該土地利用の内容並びに当該地周辺における就学前児童数、保育施設等の有無及び保育ニーズ等子育てを取り巻く周辺環境についての現状及び将来の動向などを総合的に勘案して、保育施設等の設置の必要性を判断する。

2 市長は、前項により保育施設等の設置が必要と判断した場合は、土地利用総合調整会議要綱に基づく助言をした上で、協力要請書（第 1 号様式）を開発事業者に交付する。

3 第 2 条第 2 号に定める重点地域のうち、別表 1 に定める土地利用計画（「土地利用相談書」が提出された場合を除く）について、「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要領」第 8 条第 3 項で定める「待機児童対策重点地域土地利用相談書（第 4 号様式）」が提出されたときは、当該土地利用の内容並びに当該地周辺における就学前児童数、保育施設等の有無及び保育ニーズ等子育てを取り巻く周辺環境についての現状及び将来の動向などを総合的に勘案して、保育施設等の設置の必要性を判断する。

4 市長は、前項により保育施設等の設置が必要と判断した場合は、協力要請書（第 1 号様式）を開発事業者に交付すると共に、前項で提出された「待機児童対策重点地域土地利用相談書（第 4 号様式）」については、安心して子育てができる環境整備に関係性の高い横浜市教育委員会事

務局学校計画課と情報を共有する。

- 5 開発事業者は、交付された協力要請書（第1号様式）の内容を検討し、協力要請についての回答書（第2号様式）により回答するものとする。

（事前協議）

第4条 市長は、前条第5項の規定により提出された協力要請についての回答書（第2号様式）の内容について、保育施設等の設置認可等の基本方針に基づき、事前協議を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、開発事業者から協力要請についての回答書の提出がなかった場合においても、周辺の保育環境を勘案して特に必要があると認めるときは、開発事業者に事前協議を要請することができる。

- 3 市長は、事前協議の結果について、協議結果通知書（第3号様式）を開発事業者に通知する。

（協議の期間）

第5条 第3条第2項に基づく協議の期間は、横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第8条に基づき開発に関する事前の届出をするまでの間とする。

- 2 第3条第4号に基づく協議の期間は、開発事業者が設計に着手する前までの間とする。

（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月4日から施行する。
- 2 横浜市開発事業にかかる保育所整備要綱（平成17年7月11日福子施第115号）は、この要綱の施行と同時に廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

別表1

土地利用計画の内容
①50戸以上の共同住宅 ②1フロア100㎡以上のテナントを保有するビル ※①もしくは②のどちらかに該当する場合